

納税者の申告が適正かどうかを税務署がチェックする「税務調査」。個人では主に相続税調査が例年8月ごろから年末にかけて本格化する。今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で調査官が納税者の自宅を訪れる「実地調査」はやりにくい状況だ。しかし当局はあの手この手を使って厳しく監視するとみられる。

「今年は実地調査をあまり実施していないようだ。都内で開業する税理士Aさんはこう話す。例年ならAさんは月に数件ほど顧客の実地調査に立ち会ったが、今年は9月初め時点でゼロ件だったという。」

実地調査は当局が事前に電話で納税者に通知し、合意を得てから自宅などに出向く。調査官と納税者のほか、場合によっては税理士も加わり、申告内容が適切かどうかを長時間にわたってやり取りする。「KATO」3密の典型で、当局も慎重にならないを得ないのではないかと税理士の岡田俊明氏は指摘する。

しかし税務署の調査が例年と比較して厳しくないと考えるのは早計だろう。納税者の申告内容を問い質すやり方は実地調査以外にもあるからだ。注目されているのは当局が「簡易な接触」と呼ぶ方法で、実地調査に代わって例年より多く使われるとの見方が多い。簡易な接触は主に「行政指導」「文書による調査」「呼び出し」の3つがある。行政指導は文書を納税者に郵送し、申告内容全般について漏れなどがないか自主的な見直しを求める。強制力はなく、あくまで納税者の自発的な行動を求めると

# 税務調査 コロナ下も厳格

## 名義預金や国外財産焦点

いう位置付けだ。

一方、回答する必要があるのが文書による調査。文書で申告内容について具体的な疑問点を聞く。呼び出しは納税者に税務署まで来てもらい、調査官が疑問点を尋ねる。簡易な接触のなかでは行政指導が最も緩やかな措置だが、「回答しないと調査対象になる可能性

### 相続税が対象に

がある」と税理士の阿保秋声氏は注意を喚起する。税務調査では相続税が対象になりやすい。2019年6月までの1年間で相続税を対象にした簡易な接触は1万332件、実地調査は1万2463件だった。申告人数に占める割合はい

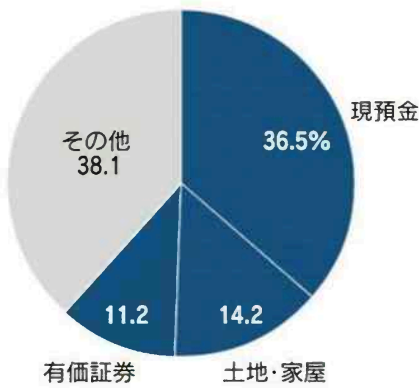
ずれも10%前後と、所得税の調査割合である0.3%を大幅に上回る。申告漏れなどを指摘される割合も簡易な接触は60%弱、実地調査は85%超と高い。コロナ下の今年は対象をより絞って相続税調査を実施するとみられる。まず指摘を受けやすいのが「名義預金」だ。親（被相続人）が子どもなどの名義を借用して作った預貯金口座のことで、親の財産を口座に移すことで相続財産を減らす

のに使われる。本来は親の財産として申告し、相続税を払う必要がある。金融機関は現在本人確認を強化しているため、借名口座を開くのは事実上困難。しかし過去に作った口座に被相続人が預金を移すことは珍しくない。そこで当局は被相続人と相続人の口座の出入金状況を数年間にわたって調査し「生前に移し替えた形跡が濃厚な場合は名義預金とされること

が多い」（辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士）。相続税で申告漏れがあった財産の内訳をみると、名義預金を中心とした預貯金が全体の約37%を占める。国外財産も焦点の一つだ。相続で受け取った多額の国外財産があるのに、その分の相続税を申告しない例が目立つためだ。日本の税制では親がともに海外に10年を超えて住んでいない限り、国外財産にも日本の相続税がかかる。相続税の申告漏れ金額は全体では1件当たり2838万円だが、相続財産が国外にある人などに絞ると4064万円に達する。当局

### 無申告洗い出す

これらのほか当局が最近力を入れるのが無申告の洗い出し。19年6月までの1年間で1380件の無申告事案を調査し、約9割に相当する1232件の申告漏れを指摘した。追徴税額は1件当たり731万円と簡易調査などを大幅に上回る。申告しなければ調査されないわけではない。申告漏れなどが見つかる



(注)2018年7月～19年6月の年間実績。その他は貸付金、預け金、返還金など

### A 税務調査の主な方法

#### 簡易な接触

- 行政指導  
文書で申告漏れなどがなく自主的な点検を求める
- 文書による調査  
文書で具体的な疑問点を聞く。回答の必要あり
- 税務署に呼び出し  
納税者に税務署で具体的な疑問点を聞く

#### 実地調査

- 調査官が納税者の自宅などに出向く
- 事前に電話で通知。応じかどうかは納税者の任意

### B 税務調査の件数と主な内容

	相続税			所得税
	実地調査	簡易な接触	無申告	実地調査
件数	1万2463件 (10.7%)	1万332件 (8.9%)	1380件	7万3579件 (0.3%)
申告漏れなどの割合	85.7%	56.9%	89.3%	82.9%
1件当たり追徴税額	568万円	42万円	731万円	131万円

(注)2018年7月～19年6月の年間実績。カッコは申告人数に占める割合で、件数を相続税は18年の申告件数(被相続人ベース)、所得税は19年の申告件数で割って算出

### C 相続税で申告漏れのあった財産の内訳

申告漏れなどが見つかるのと、当局はまず納税者が自主的に正しい税額を申告する修正申告を求める。修正に及びなければ当局は職権で税額を変更する場合があります。加算税などを追徴されることがある。納税者はどうすればいいだろうか。税務調査の前に自主的に修正申告をするのが選択肢になる。延滞税はかかるが、加算税は課されないため早めに申告するのが無難だ。(後藤直久)